

○内閣府令第 号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）を実施するため、金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(あつせん委員となることができない者) 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の二第二項(法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条及び第二十一条第一項において同じ。)に規定するあつせん委員となることができない。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)、税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)又は司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、これらの処分の日から三年を経過しない者</p> <p>七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受け、当該決定の日から三年を経過しない者</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(あつせん委員となることができない者) 第十九条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)、税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)又は司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。